

はじめに

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられ、学校教育法施行規則では小・中学校とも「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」とされています。

本市では、昭和 43 年以降、児童生徒数の増加に伴い多くの小中学校を新設する一方、地域の児童生徒数の状況を踏まえ、これまでも地域の実情に応じた学校再編の取組をしてきました。

昨今においては、全国的に少子高齢化が進み、本市においても地域によっては児童生徒数の減少や将来的な学校規模の更なる小規模化が見込まれています。

一方、住宅地開発等により、現在も児童生徒数が増加している地域があり、一部の小学校において過密な状況が生じているなど、学校規模の差が大きくなっています。

今後、全市的な視点から将来的な児童生徒数の減少や学校の小規模化、あるいは児童生徒数の急激な増加による学校の大規模化を考慮すると、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備すること、教育の質の更なる充実を図ることが、これまで以上に重要であると考えています。

そこで、沼津市教育委員会は平成 27 年度に「学校配置の適正化検討委員会」を設置し、学識経験者や自治会、保護者並びに市立小・中学校の代表者等から広く意見を聴取するとともに、今後の沼津市の学校教育の在り方について協議を重ね、おおむね今後 10 年間における短中期的な「沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の概略方針」を策定しました。

この度、概略方針に基づき、学校は教育の場であるとともに地域交流の拠点であることを踏まえ、市の総合計画をはじめとした上位計画との整合を図りつつ、『まちづくり』の観点等を加えた本市としての「沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針」を策定いたしました。

今後は、本基本方針に基づき、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備するため、教育の質の更なる充実を図るために学校規模・学校配置の適正化に取り組むこととします。

基本方針の位置付け

本方針は、よりよい教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図るために定めるものです。

方針の策定に当たっては、市総合計画の方針及び教育大綱、教育基本構想に則り、また、他の関連する計画とも整合を図りながら策定しています。

本方針は、今後の30年を見据えた上での方針としていますが、上位計画や関連する計画の改定や児童生徒数の推計状況により、必要に応じて内容の見直しを図るものとします。

〈本方針の位置づけ〉

